

高知大学医学部附属病院薬剤師実務受託研修生規則

平成16年4月1日
規則第260号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に薬剤師実務受託研修生（以下「受託研修生」という。）を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研修生として受け入れることができる者は、病院において研修を希望する薬剤師であって、財団法人日本薬剤師研修センター（以下「研修センター」という。）から要請のあったものとする。

(申請)

第3条 研修センターの長は、受託研修生を病院に委託しようとする場合は、所定の申請書を病院長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 受託研修生は、病院の業務に支障のない限り、受け入れるものとする。

2 病院長は、前条により申請があったときは、選考の上、受入れを許可するものとする。

3 病院長は、前項により研修を許可したときは、許可書を研修センターの長に交付するものとする。

(研修期間)

第5条 受託研修生の研修期間は、2ヶ月及び10ヶ月とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。

(研修方法等)

第6条 受託研修生の研修方法等については、研修センターが定める「薬剤師実務研修プログラム」を踏まえ、薬剤師実務研修実施計画を策定し、実施するものとする。

(研修料及び徴収方法)

第7条 受託研修生に係る研修料は、研修センターが負担するものとし、研修期間2ヶ月及び10ヶ月の研修料は、研修生1人につき、それぞれ60,800円及び304,000円とする。

2 既納の研修料は、返還しないものとする。

(受託研修生の責務)

第8条 受託研修生は、医学部の諸規則を遵守し、病院長の指示に従わなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、受託研修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。